

『ヴィンセンティのポーランド年代記』における
市民的^ホ政治的^イ正義^{ツク}

荒 木 勝

序

- 第一章 ヴィンセンティとマクロビウス
第二章 ヴィンセンティとジョン・オブ・ソルズベリ
第三章 ヴィンセンティにおけるレス・プブリカ(国)について

序

十二世紀末から十三世紀初頭に書かれた『マギステル・ヴィンセンティのポーランド年代記』*Magistri Vincentii Chronicon Polonorum* (以下『ヴィンセンティの年代記』と略記)は、それより百年程前に書かれたポーランド最初の年代記『匿名のガル年代記』*Galli Anonymi Chronicon* に対しても、また『ヴィンセンティの年代記』以後に書かれた諸々の年代記に対しても極めて大きな特異性を持つものであった。⁽¹⁾ 他の年代記類が主として歴史的事実を年代毎に、比較的叙事的に物語っていくのに対して、この『ヴィンセンティの年代記』は、マタイとヨハネという二人の

老人の対話という形式のもとに、一人がポーランドの歴史を紹介し、それに対して他の一人が世界の諸々の歴史から採られた種々の挿話を対置し、問題とされる歴史的諸事件の道徳性を色々な視点から吟味している。そしてこの対話の中で紹介される挿話に、またそのテーマやその文体にもギリシャ・ラテンの古典の影響が明瞭に看取され、そこから、『ヴィンセンティの年代記』における「十二世紀ルネサンス」の影響がしばしば指摘されている。とりわけ、今日までのポーランドの諸研究においては、「十二世紀ルネサンス」の代表的思想家ジョン・オブ・ソルズベリ John of Salisbury の影響が検討され、すでに当時よりヨーロッパの辺境ポーランドは、パリ、シャルトルを中心とした西洋古典復興の思潮の及ぶ地となっていたと言われている⁽³⁾。

本稿は、この十二世紀のヨーロッパ思想の動向と『ヴィンセンティの年代記』との文献上の影響関係を検討し、十二世紀末から十三世紀初めのポーランドの一年代記作者の西欧思想受容の特徴を吟味してみようとするものである。

ところで、十二世紀における西洋古典復興の思想運動が、主としてフランスのシャルトル、オルレアン、パリを中心に活躍した思想家群によって担われていたことはすでに周知の事柄であるけれども、とりわけシャルトル学派の西洋古典への愛好を支えたものが、主として十四世紀から六世紀程の間に書かれた四つの作品であったこともすでに多く指摘されているところである⁽⁴⁾。すなわち、カルキディウスによる『ティマイオス注釈』Timaeus a Calcidio translatus commentarioque instructus⁵、ボエティウス Boethius の『哲学の慰め』De Consolatione Philosophiae、マクロビウス Macrobius の『スキピオの夢注釈』Commentarii in Somnium Scipionis⁶、マルティアヌス・カペラ Martianus Capella の『メルクリウスとフィロギアの婚礼』De Nuptiis Mercurii et Philologiae の四つの書はシャルトル学派のいわば教科書ともいべき地位を占め、天文・地理から文学に及ぶギリシャ・ラテンの古典への案内書であったといわれている。そして他ならぬ『ヴィンセンティの年代記』にこのマクロビウスの『スキピオの夢注釈』の文言が引用されていることもすでにポーランドの年代記研究の指摘するところであった⁽⁵⁾。

従って本稿では、『ヴィンセンティの年代記』に現われた西洋古典の影響の特質を捉えるためにも、まず、マクロビウスの『スキピオの夢注釈』と『ヴィンセンティの年代記』との文献上の関係について若干の考察を試みることにする。

註

(1) 『ヴィンセンティの年代記』については、拙稿「聖スタニスワフ崇拜の形成について」(岡山大学『法学会雑誌』第三五巻第二号、一九八五年)、同「ピアスト伝説に関する一考察」(岡山大学『法学会雑誌』第三六巻第三・四号、一九八七年)、同「シニコ一世について」(岡山大学『法学会雑誌』第三七巻第一号、一九八七年)、同「ボレスワフ・フロブリにおける『聖』と『俗』」(岡山大学『法学会雑誌』第三七巻第二号)参照のこと。なお、『ヴィンセンティの年代記』の注釈および解説書について、基本的文献として次のものを用いた。

① H・ザイスベルグ、『ヴィンセンティウス・カドマニック、クラコフ司教とそのポーランド年代記』H. Zeisberg, "Vincentius Kadubek, Bischof von Krakau und seine Chronik Polens," : *Archiv für Kunde österreichischer Geschichtsquellen*, 42 (1869), s. 3—210. Wien 1869.

② O・ンルゼル、『カドマニック研究』O. Balzer, *Studium o Kadubku. Pisma Posmierne*, t. 1—2, Lwów 1934.

③ B・キェルビス、『マギステル・ヴィンセンティのポーランド年代記』B. Kürbis, *Mistrza Wincentego Kronika Polska*, Warszawa 1974.

なお、チキストは『ポーランド歴史史料集』*Monumenta Poloniae Historica* 第二巻収録のA・ビ・ヒロンスキ Bielowski 校訂のものを用いた。

『匿名のガル年代記』および、その他のポーランドの年代記類については、前掲の拙稿の他、拙稿「ポーランド最古の年代記」(岡山大学『法学会雑誌』第三五巻第二号、一九八五年)、同「一〇〇〇年のグニエズノにおけるオットー三世とボレスワフ・フロブリの会見について」(岡山大学『法学会雑誌』第三六巻第二号、一九八六年)、J. Dąbrowski, *Dawne Dziejopisarstwo Polskie*, Wrocław - Warszawa - Kraków 1964, P. David, *Le sources de L'histoire de Pologne à l'époque des Piasts* (963—1386), Paris 1934. 参照。

(2) 「十二世紀ルネサンス」については、古典的には C. H. Haskins, *The Renaissance of the Twelfth Century*,

Cambridge, Mass. 1927. (邦訳『十二世紀ルネサンス』〔野口洋二訳、創文社、一九八五年〕) 参照のこと。なお、同書の訳者もともに挙げられた邦語文献も参照のこと。E. Gison, *La philosophie au moyen-âge* (2ed.) Paris 1947, s. 259-343. E. Gison "Humanisme médiéval et Renaissance." : *Revue trimestrielle canadienne*, s. 1-17. (邦訳『中世ローマニズムと文芸復興』〔佐藤輝夫訳、めいせい出版、一九七六年〕)。『十二世紀ルネサンス』の概念について検討を加えた邦語文献として、兼岩正夫「十二世紀の問題」(『西洋史学』第28巻、一九五六年)を参照。

(3) この点については先に挙げたザイスベルグ、バルゼル、キュルピスの書がすでに指摘しているところであるが、とくに下記論文を参照のこと。B. Kürbisówna "Motywy makrobijskie w Kronice Mistrza Wincentego a szkoła Chartres." : *Studia Źródłoznawcze*, 17. Poznań 1972, s. 67-79. J. Sufowski, "Elementy filozofii XII wieku w Kronice Mistrza Wincentego." : *Mistrz Wincenty Kadłubek, pierwszy uczony polski—w 750-lecie śmierci*, [Studia Źródłoznawcze t. 20. 1976], s. 19-21, A. Gieysztor, "Ōsrodki i peryferie kultury umysłowej w Europie XII wieku" : op. cit., s. 10-18.

(4) E. Jeuneau, "Macrobe, source du platonisme chartrain." : *Studi medievali, Spoleto*, 1960 t. 1, s. 3-24.

(5) B. Kürbis, *Mistrz Wincentego Kronika Polska*, 1961, s. 10-11. "Motywy makrobijskie w Kronice Mistrza Wincentego a szkoła chartres." (以下「Motywy」と略記する) に詳しく言及がある。

第一章 ヴィンセンティとマクロピウス

『ヴィンセンティの年代記』の文章がマクロピウスの『スキピオの夢注釈』から若干の影響を蒙っていることはすでに十九世紀後半にこの年代記に関する古典的な研究を提出したH・ザイスベルグ Zeisberg の指摘するところである。しかしこのマクロピウスも含めて、本格的にギリシャ・ラテンの古典と『ヴィンセンティの年代記』との文献学的な関係を網羅的に探究したのは、二十世紀初頭のポーランドの研究者、O・バルゼル Balzer⁽¹⁾であった。さらに

このバルゼルの研究を受けて、より詳細にマクロピウスと『ヴィンセンティの年代記』との関係を十二世紀のシャルトル学派におけるマクロピウス受容の歴史の中に位置づけたのが今日のポーランドの中世史家B・キュルビス *Kulbis* である。

以上の研究成果の上に立って、『ヴィンセンティの年代記』におけるマクロピウスの『スキピオの夢注釈』からの文献学的に見た借用箇所を見ると、それは年代記のほぼ全巻に散在している。しかしながら、単に表現上の借用というレヴェルを越えた思想内容のレヴェルの関連を問題とすれば、第一巻の始めの部分と第四巻のある一箇所こそ最も注目されるべき所ということになるであろう。

さて、『ヴィンセンティの年代記』の第一巻の始めの部分は、いわゆる「クラク伝説」のエピソードが紹介され、ポーランド国家の起源とピャスト朝成立までのその興隆、対外的独立の維持、そして退廃の過程が描かれている。ところでこの物語の冒頭部分には、クラコフの町の建設者クラクなる者がポーランドに初めて法と正義をもたらしたという物語が置かれている。この物語の中に、ある岩山の麓に住む童が住民を苦しめているのを聞いたクラクが息子達にこの童を退治するように指示する箇所がある。その時のクラクの言葉としてヴィンセンティは次のような文章を載せている。

「臆病は徳に似つかわしくなく、妄想は白髪に相応しくなく、怠惰は若さに相応しくなく。なぜなら、臆病なるものは徳ではなく、妄想にとり付かれた者は白髪の老人ではなく、怠惰な者は若者ではないからである。それゆえ、勇気を試す機会がないところでは、それを造り出すべきである。更に言うならば、名譽を全く求めないという人ではない限り、ひとりりで転り込んでくる名声を拒む人がかつていたであろうか。実際、市民の安全・幸福を守り維持することは永遠なる勝利の道を渡り行くことである。公共の危機が生じた時には、自分の安全に心を配るべきではない」。

“sunt ignavia virtuti, canicie deliramentum, inventuti segnities. Non enim est virtus, quae ignava est, non canities quae delira, non inventus quae segnis. Immo fingenda est etiam, ubi nulla est, exercendae animositatis occasio ; porro sponte se ingentem gloriam quis unquam declinaverit, nisi prorsus inglorius. At vero defensa et conservata civium salus aeternales transcendit triumphos : nec enim propriae indulgendum est salutis, quoties do communi agitur discrimine.” (*Monumenta Poloniae Historica* [MPH 略々] t. 2. s. 256.)

ここでクラクは、君主たるべき者は有徳者であらねばならぬと説き、勇氣、分別、勤勉を勧め、さらに「市民の安全・幸福」*civium salus* を守り確保することが肝要であって、「公共の危機」*communis discrimen* に際しては、自分一個の安全を考慮すべきではないと述べる。

ところで、『ヴィンセンティの年代記』のこの箇所は、ケルビスにおいては、マクロビウスの『スキピオの夢注釈』の第一巻第八章六節の文章からの借用であるとされている。今マクロビウスのその部分を訳出すれば次のようである。

「従って人間の市民的『政治的な徳』というものがある。[1] というのは人間は社会的な動物だからである。これらの徳によって善なる人々は国のことに心を配り、都市を守り、これらの徳によって両親を尊敬し、子供を愛し、隣人を尊重する。これらの徳によって市民の安全・幸福を導く。これらの徳によって同盟者を慎重な配慮によって保護し、正義に基づく寛大さによって彼らを固く結びつける」。

“Et sunt politicae hominis, quia sociale animal est. His boni viri rei publicae consulunt, urbes tuentur : his parentes venerantur, liberos amant, proximos diligunt : his civium salutem gubernant : his socios

circumspecta providentia protegunt, iusta liberalitate devinciunt.” (*Macrobii Ambrosii Theodosii Commentarii in Ciceronis Somnium Scipionis* [以下 *Macrobius* と略記する。] *Quedlinburgi et Lipsiae* 1848. s. 58.)

註

〔1〕マクロビウス *Ambrosius Theodosius Macrobius* は四世紀後半から五世紀初めの頃のラテン作家で、ネオ・プラトニズムの傾向を示している。作品は、(1)『ギリシヤ語とラテン語の動詞の相違点と類似点について』*De differentiis et similitudinibus Graeci Latineque verbi*。(2)『スキピオの夢注釈』*Commentarii in Somnium Scipionis*。(3)『サトゥルナリア』*Saturnalia* がある。本稿で取り上げる『スキピオの夢注釈』は中世で最もよく読まれた書物の一つと言われ、キケロの『国家』*De republica* の一部分「スキピオの夢」は、このマクロビウスの注釈によって、ネオ・プラトニズムの色彩をほどこされて中世に流布した。もっとも、引用した箇所「人間は社会的動物である」という文章はアリストテレスの『政治学』の有名な文章「人間は自然の本性においてポリスの動物である」の *ζῷον πολιτικόν* (zōon politikon) を想起させるものであることは言うまでもないであろう。さらにここで “politica virtus” を「政治的徳」と訳せず「市民的『政治的徳』」と訳したのは、その徳の内容が家族道徳、社会道徳を含むものと解されているからである。ここではいまだ政治的徳が独立・分離してはいないのである。

マクロビウスにおいては、善なる人々が「市民の安全・幸福」*civium salus* を導くのは、人間に固有な「市民的『政治的な諸徳』*politicae virtutes*」によってである、とされている。キュルピスが、ヴィンセンティのそれじたい一般的な言葉である「市民の安全・幸福」を配慮する徳についての語句を他ならぬこのマクロビウスの箇所からの借用としたのは、まさに、「市民的『政治的な徳』」によって「市民の安全・幸福」*civium salus* を導くとするマクロビウスの考え方に着目したからであった。もちろん、『ヴィンセンティの年代記』第一巻の「クラク伝説」に関する叙述には、この「市民の安全・幸福」を配慮するものは「市民的『政治的な徳』」であると表現は見られない。し

かしキュルピスは『ヴィンセンティの年代記』第四卷のカジミエシ公正公 Kazimierz Sprawiedliwy の徳を称える文章を引いて、有徳な君主に要請されるものは「市民的『政治的な徳』」であるとする文言を挙げ、ここから、マクロピウスの考え方との類似性を指摘しているのである。⁽²⁾

ところで、キュルピスが挙げる『ヴィンセンティの年代記』第四卷のカジミエシ公正公への賛辞は、ザイスベルグ、バルゼルの研究以来、マクロピウスからの直接的な影響が最も明瞭に看取できる箇所として注目されてきたところでもある。今この箇所を訳出すると次のようである。

「カジミエシの徳がどのようなものであるのか、またどの程度のものか、またどのようにして彼の徳のすべての名声が香気を放ち、あらゆる香料の芳ばしい香に勝っているのか、あなたがたはこれらのことに注目せざるを得ないのである。というのは、外面的な自分の肉体の長所に心を奪われることは当を得たことではないからである。なぜならば、これらの美は自らの美によって、見る者の眼をあたかも太陽の光線のように傷つけるからである。実際、顔も、中位の大きさを程よく越えた形姿の優美さも、背の高さも極めて気高くあつた。⁽¹⁾ その外観はある点において尊敬すべき程の威厳によって際立ち、言葉は慎み深く、しかしいくらかは鋭い機知によって組み立てられていた。

実に、これ程までに不思議な胸の庫、これ程に際立っている心の庫、これ程までに評価を絶した魂の器、この礎を彼に与えたのは自然なのか、あるいはまた恩寵がそれを堅固なものにしたのか。二つの内のいずれかが、すなわち自然が恩寵に打ち勝つのか、逆に恩寵が自然に打ち勝つのか定かではない。⁽²⁾ 一方が他方に打ち勝つべく互に姉妹の争いをして戯れているのである。しかしながらどちらも他方に対してその勝利を妬むことはないのである。というのは、自然は市民的『政治的な徳』によって彼を堅固ならしめ、他方恩寵の愛は浄化の徳で彼を飾ったからである。⁽³⁾

というのは、何であろうと自然的な、すなわち市民的『政治的な正義、節制、勇氣、分別を得ようと努めていることが認められる者に対しては、彼は教訓的な言葉によってそれを勧め、模範的な行為によってそれを確証するから

「1490」]

“Nec enim latere vos arbitror, quae aut quantae sint Casimiri virtutes, quae fama virtutum omnium, pigmentariam suavitatem redolens, omnem odoraminum fragrantiam transcendens! Nam in extrinsecis ipsius corporis dotibus occupari non convenit, quae ipsa sui venustate intuentium obtutus, quasi quibusdam solis radiis perstringunt. Supergenerosissima enim tam formae, quam lineamentorum elegantia, mediocriter staturam transcendens mediocrium, ipsa staturae proceritas. Blandus illi aspectus, quadam tamen reverentiae maiestate conspicuus; pudicus semper sermo, quadam tamen acrimoniae festivitate conditus. Cui vero tam inscrutabile pectoris armarium, tam praestantissimos cordis thesauros, tam inaestimabilem animi supellectilem aut natura fundavit aut gratia stabilivit? Incertum est, utrum in illo natura gratiam vincat, an gratia naturam; adeo sororia invicem altercatione colludant, ut utraque vincere studeat alteram, neutra tamen alteri munus invidet victoriae. Nam politicus illum virtutibus natura stagnavit, purgatoris vero gratiae diligentia expolivit. Quidquid enim ad naturalem seu politicam iustitiam, temperantiam, fortitudinem, prudentiamve spectare dignoscitur, et verbo praeceptionis aperit et operis exemplis demonstrat.” (MPH, t. 2. s. 386—387.)

註

〔一〕バルゼルの研究は‘この箇所の特典として’『カシミール・トローグスのユスティヌスのフィリピクス家の歴史』の概観『*Epitoma Iustini historiarum philippicarum ex Trogo Pompeio*』の第一巻第二章のマッシリアの王女マリンノードの描写の文章を挙げているが、カセルブスにそれらに賛意を表している。Balzer, op. cit., t. 1. s. 315. Kurbis. *Misztyra Wincentego Kronika Polska*, s. 186. 当該箇所を掲げることの467頁。『ユスティヌス』(長谷川)巻長

中程度であり、声は二人ともか弱く、顔つきも母も子に似てゐた。」“Nam et statura utriusque medicis, et vox pariter gracilis, et lineamentorum qualitas matri ac filio similis.” (*Ephiona*, Lipsiae 1829, s. 5)。

[2] バルゼル、キュルピスともに、この箇所を典拠として、聖アンブロシウスの『教会奉仕者の義務論』 *De officiis ministrorum* 第二巻第十八章を挙げている。聖アンブロシウスはこの第十八章で、「控え目」 *verecundia* の美徳を論じ、「自然それじたいが、控え目、の師匠ではないか」と言い、「コリント前書」第十二・二二節・二三節を引用して（「からだの中に最も弱しと見ゆる肢は、反つて必要なり、體のうちにて尊からずと思はるる所に、物を纏いて殊に之を尊ぶ。斯く我らの美しからぬ所は、一層すぐれて美しくすれども」）〔旧新約聖書、引照附付き文語聖書、一九七九年、三五一ページ〕“Quae videntur, : inquit, membra corporis infirmiora, necessariora sunt : et quae putamus ignobiliora esse membra corporis, his abundantiorum honorem circumdamus : et quae inhonesta sunt nostra, honestatem abundantiorum habent.”) 次のように述べる。「実に勤勉・熟練は、自然を模倣すべきことによつて恩寵を賞賛すべきである」“Etenim imitatione naturae industria auxilii gratiam.” (*Migne Patrologia Latina*, t. 16, col. 51)。この中の「自然」と「恩寵」との関係は、「自然」は「恩寵」を賞賛するためのものである」という関係であつて、「恩寵」は目的であり、「自然」は手段という位置づけをもつものであつた。それに対してヴィンセンティの叙述は、「恩寵」と「自然」との間の優劣は問はず、両者の緊張関係を描いている。従つて聖アンブロシウスの文章との違いは歴然たるものがある。

[3] バルゼル、キュルピスとも、その箇所の典拠としてマクロビウスの『スキピオの夢注釈』第一巻第八章第五節を挙げている。その意味するところについては本稿の後述を参照。

[4] バルゼル、キュルピスともにこの箇所の典拠として、ジョン・オブ・ソルズベリーの『ポリクラテイクス』 *Polycraticus* 第一巻第三章の文章を挙げている。その意味するところについては本稿の後述を参照。

以上のヴィンセンティの文章の中に、二つの注目すべき表現が見られる。その第一は、「市民的・政治的な徳」とは区別された「浄化の徳」 *purgatorii virtutes* という語が見られることである。この語は言うまでもなく、ネオ・プラトニズムの思想家プロティノスが「徳について」 *peri agathon* の中で展開した徳論に見える言葉であり、ポリスの生活に関係している徳である「市民的な徳」 *πολιτικη ἀρετη* とは区別された「神に似る」ための高度な徳として「浄化」 *katharotēs* という表現を与えられてゐるものである。⁽²⁰⁾

さらに、注目すべき第二の点は、「^{オトクシ}自然的な」「^{ポリティック}市民的」「^{ポリティック}政治的な徳」の内容として、正義 *justitia*、節制 *temperantia*、勇敢 *fortitudo*、分別 *prudentia* の四つの徳が挙げられていることである。そしてこの四つの徳目もまた、プロティノスの「徳について」の論文の中で、「^{ポリティック}市民的」「^{ポリティック}政治的な徳」の四つの部分として挙げられているものである。⁽⁴⁾

ところで、今日までの『ヴィンセンティの年代記』の研究は、カジミエシ公賛辞におけるこれらの表現に着目して、ヴィンセンティがネオ・プラトニズムの思想家たるマクロビウスの影響を蒙っていると主張してきた。今、マクロビウスの『スキピオの夢注釈』における該当箇所を掲げると次のようである。

「徳のみが人を至福の状態に至らせるのであり、徳を通じてのみ人はその名声を得ることができる。それゆえ、諸々の徳は、ただ哲学する者のうちにのみ見い出されると主張する人は、哲学者以外には幸福なる者はいないと宣言する。彼らは正しく、知恵とは神的な事柄を理解することであると考へ、天上の真理を鋭い精神によって探求し、賢明でかつ骨身を惜しまぬ追求によってそれを捉え、可能な限りそれを模倣する人々のみが賢人であるという。彼らの意見によれば、徳が試みられるのはここだけである。そして徳に四つの働きを帰している。分別——すなわち、この世およびこの世のすべての物を、神的なものに思いを凝らすことによって蔑視し、魂のすべての注意を神的なもののみに向けること。節制——肉体の習性が求めるすべてのものを自然が許す範囲にまで慎むこと。勇敢——魂が肉体から引き離される時に魂が恐れを抱かぬこと、いわば哲学を案内者として魂が天上の王国に上昇するとき、目も眩む高さに恐怖感を持たぬこと。正義——このような処世法に基づいた唯一の生活に調和すること、すなわち諸徳への従順。ところでこのように厳しい分類の規定によれば、国の指導者は幸福を手に入れることができないであろう。

しかしプラトンと並んで哲学の教師の第一人者であるプロティノスは『徳について』の論文の中で、徳の段階を固有の自然的な分類法に従って整理している。すなわち四つの徳の段階があり、それぞれ四つの徳の種類がある。

第一の徳は、市民的ネクロウヤムニク政治的ポリティクな徳と呼ばれ、第二は浄化カタルシスの徳、第三は浄化カタルシスされた徳、第四は範型的徳タイプと呼ばれる。」
 “Solae faciunt virtutes beatum, nullaque alia quisquam via hoc nomen adipiscitur. Unde qui aestimant nullis nisi philosophantibus inesse virtutes nullos praeter philosophos beatos esse pronuntiant. Agnitionem enim rerum divinarum sapientiam proprie vocantes eos tantummodo dicunt esse sapientes qui superna et acie mentis requirunt et quaerendi sagaci diligentia comprehendunt et, quantum vivendi perspicuitas praestat, imitantur : et in hoc solo esse aiunt exercitia virtutum, quarum sic officia dispensant. Prudentiae esse mundum istum et omnia quae in mundo insunt divinarum contemplatione despicerere omnemque animae cogitationem in sola divina dirigere : temperantiae omnia relinquere, in quantum natura patitur, quae corporis usus requirit : fortitudinis non terredi animam a corpore quodammodo ductu philosophiae recedentem, nec altitudinem perfectae ad superna ascensionis horrere : iustitiae ad unam sibi huius propositi consentire viam uniuscuiusque virtutis obsequium. Atque ita fit, ut secundum hoc tam rigidae definitionis abruptum rerum publicarum rectores beati esse non possint. Sed Plotinus inter philosophiae professores cum Platone princeps libro de virtutibus gradus earum vera et naturali divisionis ratione compositos per ordinem digerit. Quattuor sunt, inquit, quaternarum genera virtutum. Ex his primae politicae vocantur, secundae purgatoriae, tertiae animi iam purgati, quartae exemplares.” (*Macrobius*, s. 57-59.)

以上に見る如く、マクロビウスにおいては、徳は四つの段階、第一に市民的、政治的な徳、第二に浄化の徳、第三に浄化された徳、第四に範型的徳に分けられ、それぞれの段階はまた、各々、分別、勇敢、節制、正義の四つの徳目

を持つものと解されている。ここに、「市民的『政治的な徳』と「浄化の徳」、また徳の四つの働きとしての分別・勇敢・節制・正義を挙げるヴィンセンティのカジミエシ公賛辞の文章における徳論の原型を見ることはそれ程困難なことではないであろう。

ところでマクロビウスの徳論の第一の段階に位置づけられている「市民的『政治的な徳』においては、人は理性に従うべきものとされ、またこの徳はとりわけ国の支配者に要求されるべき徳とされている。

「人は市民的『政治的分別を持つためには、人が考えること、行うことのすべてを理性の規範に基づいて方向づけなければならない。……市民的『政治的節制を得るためには、下品なものは何物であれ求めてはならず、いかなる場合にあっても中庸の限界を越えてはならず、あらゆる下品な願望に打ち勝つ理性の軛の下に従わねばならない。……これらの諸徳によって善人はまず第一に自分自身の主人となり、それから国の指導者となる。」

“Et est politici prudentiae ad rationis normam quae cogitat quaeque agit universa dirigere…… temperantiae nihil appetere poentendum, in nullo legem moderationis excedere, sub iugum rationis cupiditatem domare…… His virtutibus vir bonus primum sui atque inde rei publicae rector efficitur.” (op. cit., s. 59)

この点はヴィンセンティの「市民的『政治的な徳』においても同様の表現を見ることができ。既に引用したカジミエシ公賛辞の文章に続いて次のように述べられている。

「誠に彼(カジミエシ)以上に誠実に、人に属する物をその人に分け与えることを知る人はいないし、また彼の御代における程公平の徳と理性にかんたった裁きが栄えたことはなかった。」

“Nemo siquidem unicuique, quod suum est, fidelius dispensare novit, nec in aliquo unquam infallibilis viguit aut aequitatis virtus aut iudicacionum ratio.” (MPH, t. 2. ibid., [1])

註

〔1〕この箇所は『ユスティニアヌス民法典の学説彙纂』*Corpus Juris Civilis, Institutiones Digesta*. (1-1-10) を典拠とする。「正義とは、各人に自分の権利を得させしめる不変の、かつ永続的な意志である。正義の法の原理は次のようなものである。品行方正に生きること、他人を害しないこと、各人に各人のものを得させしめることである」。「*Iustitia est constans et perpetua voluntas ius suum cuique tribuendi. Iuris praecepta sunt haec : honeste vivere, alterum non laedere, suum cuique tribuere.*」(*Digesta. recog. P. Krueger. s. 29.*) 上記にユスティンティのローマ法理解の一端を見ることが出来る。

それでは「浄化の徳」はマクロビウスにおいてどのように捉えられているのであろうか。

「第二の、浄化の徳と呼ばれている徳は神なる物に感応する人のものであり、肉の思いから身を浄め、人間的な事柄から逃れ、ただ神的なものだけに没入することを心に決めた人の魂だけを解放する。これらの徳は、国家のあらゆる活動から身を引いた閑暇の人々の徳である。」

“*Secundae, quas purgatorias vocant, hominis sunt qui divini capax est, solumque animum eius expediunt qui decrevit se a corporis cogitatione purgare et quadam humanorum fuga solis se inserere divinis. Haec sunt otiosorum qui a rerum publicarum actibus se sequestrant.*” (*Macrobius, op. cit., s. 59-60.*)

ここでマクロビウスは、「浄化の徳」とは「市民的・政治的な徳」の世俗性を越えた、何らか神的な徳であると述べ、その徳の担い手は閑暇の人であるとしている。それに対してヴィンセンティは、カジミエシに「浄化の徳」をもたらしたのは神の「恩寵の愛」であったと述べている。

以上述べて来たように、ヴィンセンティのカジミエシ公賛辞に見られる徳論はマクロビウスからの影響を歴然とせ

せるものであった。両者においては、ともに徳の四つの働きとして分別、勇氣、節制、正義が挙げられ、それらは「市民的」政治的徳のレベルでは、「理性」に従うべきものとされ、また主としてその徳は国（レス・プブリカ）の指導者に求められるべきものとされている。さらに「浄化の徳」に関しても、一方のマクロビウスはこれを神的な事柄に属する徳とし他方のヴィンセンティもこれを神の恩寵がもたらしたものとしている。

しかしながらヴィンセンティとマクロビウスとの間にはやはり大きな距離もまた存在している。マクロビウスは、「市民的」政治的徳を国の指導者に要請されるべき徳としつつそれに対して「浄化の徳」を哲学者、閑暇の人の徳としている。他方ヴィンセンティは、「市民的」政治的徳も「浄化の徳」も君主の中に一体的に実現されるべき徳として要請している。

さらに、ヴィンセンティにおいては、「市民的」政治的正義は自然的正義であるとも言われるように、この「市民的」政治的徳は「自然」のレベルに属するものとされ、「浄化の徳」は「恩寵」のレベルに属するものとされる。「自然」のレヴェルの徳も「恩寵」の賜としての徳も、ともに、理想的な君主の徳として要請されている。それに対してマクロビウスにおいては、「浄化の徳」も「市民的」政治的徳もさらに高次の二段階の徳「浄化された徳」、ヌース *noēs* の中に現存する「範型的徳」に至る階梯としての位置を与えられており、結局のところ、「市民的」政治的徳は世俗に関わる者の徳として、閑暇の人の徳たる「浄化の徳」よりも一段階劣る徳として位置づけられ、四つの徳の最低位に置かれているのである。まさにこれらの点にひたすら個人の魂の救済を求めるネオ・プラトニズムの立場に立つマクロビウスと、クラコフ司教として聖界にも俗界にも関与するキリスト教者ヴィンセンティとの相違が表出しているように思われる。

ところで、先に引用したヴィンセンティのカジミェシ公賛辞における「自然的市民的」政治的正義 *naturalis seu politica iustitia* なる言葉の典拠として、バルゼル、キュルピスとも、「十二世紀ルネサンス」の代表的思想家

ジョン・オブ・ソルズベリの『ポリクラティクス』*Politicus*を挙げ、ヴィンセンティにおけるジョン・オブ・ソルズベリの影響の強さを特筆している。キュルピスにおいてはさらにこのジョン・オブ・ソルズベリが属していたシャルトル学派をネオ・プラトニズムの立場に立つものとして描いた上で、ジョン・オブ・ソルズベリの影響下に、ヴィンセンティ自らもこのネオ・プラトニズムに強く傾斜していたというのである。『ヴィンセンティの年代記』にみられる「自然的正義」なる言葉は後述するようにたしかにヴィンセンティとほぼ同時代のジョン・オブ・ソルズベリの政治思想の礎石的用語でもあるから、バルゼル、キュルピスの指摘は十分に検討に価するようにも思われるのである。以下「自然的正義」の観念を中心にして、ジョン・オブ・ソルズベリがヴィンセンティに与えた影響の内実、その範圍について若干の考察を加えてみよう。

註

(一) Zeisberg, op. cit., s. 125—126. Balzer, op. cit., t. 1, s. 342—344, s. 388—394. Kirbis, "Motywys," 67—68. バルゼルは、マクロビウスとヴィンセンティとの文献学上の関係を網羅的に追求した上で、このマクロビウスを自己の教養の基礎としたシャルトル学派とヴィンセンティとの文献学的関係をも追跡し、ヴィンセンティにおけるネオ・プラトニズムの影響を析出している。しかも同時にバルゼルは、十二世紀の思想家群（とくにジョン・オブ・ソルズベリ）との比較研究において、ヴィンセンティの思想に固有なものとして「祖国愛」*milios ojczyzny* の強調を指摘している。他方、キュルピスの研究は、「マクロビウスの精神」*Mens macrobiana* の上に立つ十二世紀の西欧の思想家をネオ・プラトニズムの上に立つとした上で、ヴィンセンティを、このネオ・プラトニズムに共鳴する思想家として、従ってギリシャ・ラテンの異教の精神に傾斜する方向を持つ人物として描いている。しかしながら、ジルソンも言う如く、ネオ・プラトニズムにも色々あり、単なるネオ・プラトニズムの用語の使用から、思想家がネオ・プラトニズムを信奉するものと想定することはいささかスウィーピングな処理といつてもよいであろう。E・シユノーが述べているように、文献学的な比較研究をする場合には、(1)用語の一致 *concordisme verbal*, (2)教義の一致 *concordisme doctrinal*, (3)教義の対立 *affrontement doctrinal* の三つのレヴェルを厳密に区別し、同じ時代の思想家、同じ学派といえどもそれぞれ固有の思想の持ち主であることを前提として、一つ一つの文献に即した比較

研究が行われなければならない。こうした観点からみると、バルゼルやキェルビスのように、十二世紀のシャルトル学派を一括してネオ・プラトニズムの影響下にある者ということではできないであらうし、また彼らのヴィンセンティに与えた影響をネオ・プラトニズム的なものと概括することでもあなごであらう。E. Jaanneau, op. cit., s. 8. を参照のこと。

- (2) カジミェシ公 Kazimierz Sprawiedliwy とは、ホレスワフ・ウシワウスティの末子で、一一七七年、ポーランド公の位に即位した。ヴィンセンティはこのカジミェシ公側近の司祭職に任じられ、その下で年代記を書き始めたといわれている。前掲拙稿「聖スタニスワフ崇拜の形成について」、『Poczet Krolow i ksiązk polskich, Warszawa 1984, s. 122—130. 参照。
- (3) プロティノスの『エネマデス』の「徳について」の論文の中に次のような箇所が見られる。

「しかるにプラトンは、神に似るといふことは、この世から逃れることであると言ったり、ポリスに関係する徳を、徳とはみなさないで、市民的な、^{ポリティカス}とらふことばをつけたしたり、また別のところでは、徳を、^{カタルシカス}浄化と呼んだりしているが、この場合、彼は明らかに、すべての徳を二通りにわけ、神への類似、を市民的な徳によるものとはみなしていないのである。」(邦訳、「徳について」〔田之頭安彦訳、『世界の名著』続2、二二七ページ、一九八一年版〕ただし訳文は若干変更を加えた。)

「λέγων ὅτι ὁ Πλάτων τὴν ὁμοίωσιν τὴν πρὸς τὸν θεὸν φησὶν τῶν ἐντεθέντων εἶναι, καὶ ταύτην ἀπετάτῃ ταῖς ἐν πολιτείᾳ οὐ τὸ ἀπλῶς διδοίς, ἀλλὰ προστιθεῖς 'πολιτικὰς γὰρ καὶ ἀλλοχοῦ' καθάσκει λέγων, ἀπάσας δὲ τὰς τὲ ἐστὶ διττὰς τιθεῖς καὶ τὴν 'ὁμοίωσιν οὐ κατὰ τὴν πολιτικὴν τιθεῖς.' (Plotinus Schriften, übersetzt von R. Harder, t.1, s.338, 1956 Hamburg)

- (4) 前掲書 二二四ページ。op. cit., s. 322. ここでプロティノスは「市民的＝政治的な徳」*πολιτικὰ ἀρετὰ* の徳目として「分別」*φρόνησις*、「勇氣」*ἀνδρεία*、「節制」*σωφροσύνη*、「正義」*δικαιοσύνη* を挙げている。この「分別」「勇氣」「節制」「正義」の四つの徳が明確に述べられた最初の書物はプラトンの『国家』第四巻であるけれども、これがプロティノスを経て、アンブロシウスによってキリスト教の徳目に入れられ、トマス・アキナスによって「四つの枢要徳」として体系的に論じられていることはすでによく知られた事柄である。Ambrosius, *De officiis ministrorum*, I—17—50. Migne t. 16, col. 46—104. Thomas Aquinas, *Summa theologiae*, I—II, q. 61, a. 2 (La BAC t. 2, s. 380.)。とくにトマスは『神学大全』(I—II—161—165)においてマクロビウスの『スキピオの夢注釈』に直接言及し、その徳の四段階(「市民的＝政治的な徳」・「浄化の徳」・「浄化された徳」・「範型的徳」)を自らの神学の体系の中に包摂している。このことはトマスの中世キリスト教思想史上の地位を示すだけでなく、マクロビウスがいかにこの当時の思想界に重きをなしていたかをも示すものである。

第二章 ション・オブ・ソルズベリとヴィンセンティ

バルゼル、キュルビスがヴィンセンティの「自然的、市民的、政治的正義」の典拠として挙げたジョン・オブ・ソルズベリの『ポリクラティックス』第一卷第三章は次のとおりである。⁽¹⁾

「異教の哲学者達は、政治と呼ばれる正義を規則と習慣によって作り、その力によって人間の国を存続させ、それに新たな力を与え、各人に自分の物と仕事に満足するように求め、都市の人間と郊外の人間、植民者と農夫とにそれぞれの場所と仕事を定めようとした。個人と全体への配慮は公共の福祉に貢献した。各人はそれぞれの働きのもとづいて自然の、労苦の、勤勉の成果を受けとった。人は一人一人あらゆる人に対して慈愛の心を持ち、誰も他人の物を奪うことはなかった。」

“ Philosophi gentium, iustitiam, quae politica dicitur, praeceptis et moribus informantes, cuius merito ⁽¹⁾ respublica hominum subsistit et viget, unumquemque suis rebus et studiis voluerunt esse contentum urbanis et suburbanis, colonis quoque vel rusticis sua singulis loca et studia praescribentes. Sollicitudo singulorum et omnium utilitati publicae serviebat. Naturae, laboris, et industriae fructum unusquisque recipiebat ex merito.” (Ioannis Saresburiensis Episcopi Carnotensis Policratici [古く単に Policraticus と略記すべし], rec. Clemens C. I. Webb, oxford. 1909 [rep. 1979] s. 20.

註

〔1〕この「異教の哲学者達」とは誰を指すのか、ジョン・オブ・ソルズベリは明確に述べているわけではないけれども、『ポリクラティックス』第一卷の序言からみて、広くギリシャ・ラテンの哲学者を念頭に置いていることは確かであろう。

「私はアレクサンダーもカエサルも見たことはないし、ソクラテスもゼノンも、また議論を戦わすプラトンもアリストテレスについても彼らの言うことに耳を傾けたこともない。しかし彼らから、また私が直接には知らない人々から多くの有益なものを読者に提供した。」

“Neque enim Alexandrum vidi vel Cesarem; nec Socratem Zenonemque, Platonem aut Aristotilem disputantes audivi; de his tamen et alia aequè ignotis ad utilitatem legentium returi plurima.” (op. cit., s. 16)

しかしジョンにおいては、とりわけプラトン派が特に好まれている。しかもその際、ジョンはキケロの権威を持ち出してプラトン派の長所を強調しているのである。

「私はアカデミー学派の一員であることを恥としない。なぜなら彼らは疑しきことについて賢明であるから。私は彼らの足跡から遠ざかることはしない。もちろんこの派もすべての事柄にまいまいさを持ち込んだように見えるけれども、真理の探求にこれ程忠実なものはないし、晩年この学派に落ち着いたキケロも保証しているように、これ程進歩に好意的なものはないと言えるだろう。」(本稿でとりわけキケロとの比較を重視したのはさうした事情にも基づく。)

“Nec Academicorum erubescio professionem, qui in his quae sunt dubitabilia sapienti, ab eorum vestigiis non recedo. Licet enim secta haec tenebras rebus omnibus videatur inducere, nulla veritati examinandae fidelior et, auctore Cicerone qui ad eam in senectute divertit, nulla profectui familiarior est.” (op. cit., s. 17.)

しかしながらジョン・オブ・ソルズベリのプラトン派への好意もあくまで限定付きのものであることは言うまでもない事柄である。

「言葉と行いにおいて私に哲学者と思われるすべての人々は私の召使いと見なされる。更に言えば、私に奉仕するものとして私は彼らを要求するのである。すなわち、言論によって中傷する者に対して私を守るために身を捧げる奉仕者として。」
 “Omnes ergo qui michi in verbo aut opere philosophantes occurrunt, meos clientes esse arbitror, et quod manus est, michi vendico in servitium; adeo quidem ut in traditionibus suis se ipsos pro me linguis obiciant detractorum.” (op. cit., s. 16.)
 ここにジョン・オブ・ソルズベリの立場は明らかに示されている。

しかしながら、見られる如く、バルゼル、キュルピスが参照を求めている「自然的、政治的正義」naturalis, politica iustitiaなる言葉はこの引用部分には見られない。もしバルゼル、キュルピスの意図するところを貫こうとすれば、むしろジョン・オブ・ソルズベリのもう一つの名著『メタロギクス』*Metalogicus*を取り上げねばならない。

『メタロギクス』第二巻の序文に次のような文章がある。

「「というのは、市民の法は概して人の手になる法規から非常に多くの効力を得る。そして公共の利益に役立つと思われるものは自然的正義と同等のものである。」

“Nam et leges civium, ab humana constitutione plerumque vigorem sumunt ; et quod publicae utilitati creditur expedire, naturali iustitiae coaequantur.” (*Migne Patrologia Latina* [以下 *Migne* と略記] t. 199. col. 857.)。

こうして、ジョンにおいては、国を存続させ、それに力を与えるものは政治と呼ばれる正義であり、これは公共の利益に一致するものであるから自然的正義と呼ばれる。

ところで、前に掲げた引用文から明かなように、ジョン・オブ・ソルズベリは、このような考え方は「異教の哲学者(複数)」の考え方でもあると述べている。この「異教の哲学者」が誰を指すものか、ジョンは明示してはいないけれども、十二世紀の西欧においてよく知られた作家で、ジョン自ら意識的にその文章を学んだといわれている M・T・キケロ Cicero をその一人と考えてもそれ程不自然ではないであろう。確かに、キケロの政治に関する見解の中には、ジョンのそれに極めて接近した内容が見られる。そしてそこからギリシャ・ラテンの異教の哲学、ネオ・プラトニズムへのジョンの接近を引き出す見解も現われ、従ってまた、ジョンの影響を受けたヴィンセンティもネオ・プラトニズムに傾斜しているという把握も提示されることになる。しかしながら、より詳細に検討してみるならば、ジョンとキケロの見解には、決定的とも言うべき乖離も見い出されるように思われる。以下本稿の論述に係わる政治学的諸論点にしばって、キケロとジョンとの見解の異同を析出してみることとしよう。さて、言うまでもない事であるが、マクロビウスの『スキピオの夢注釈』は、キケロの『国家について』*De re publica* 第六巻の一部の「ス

キビオの夢」といわれている一節に加えた注釈であった。そして今までに取り上げてきたマクロビウスの「市民的=政治的な徳」に関する注釈が施されているキケロの「スキピオの夢」の本文は、ジョンとキケロとの「正義」*iustitia*と「法」*lex*とに関する考え方を窺わせる重要な文章でもあった。その本文の関連箇所を掲げると次のようになる。

「実際、この地上に生ずる事で、全宇宙を支配する最高の神にとって、国（*キピタス*）と呼ばれ、法（*ius*）によって結合された人間の結合と集合ほど喜ばしきものはないのである」（『世界の名著』13「中央公論社、一九六八年」、七〇ページの水野有庸訳を参考にした）。

“nihil est enim illi principi deo, qui omnem mundum regit, quod quidem in terris fiat, acceptius quam concilia coetusque hominum iure sociati, quae civitates appellantur.” (Cicero, *De re publica*, *The Loeb Classical Library*, [以下 *Loeb* と略記] s. 264.)

この文章の中で言われている、人間の単なる集合を国へと転化する法 *ius*とは、キケロにおいては正義の法を意味している。

「法 *ius* なるものはただ一つしかなく、これによって人間の社会が結び合わされているのだが、その根底に唯一無二のおきて *lex* と同じものがある。このおきては、命令と禁止という形における正しい理性 *ratio* であり、どこかに書きとめられていようといまいと、これを知らない者は正義の人間とはいえない。」（『世界の名著』13、一四九ページの中村善也訳を参考にした）

“est enim unum *ius*, quo devincta est hominum societas, et quod *lex* constituit una ; quae *lex* est *recta ratio* imperandi atque prohibendi : quam qui ignorant, is est *iniustus*.” (Cicero, *De legibus*, *Loeb*, s. 344.)

それでは、ジョン・オブ・ソルズベリ自身はそもそも正義の法をどのように捉えていたのだろうか。『ポリクラテイクス』第四卷第二章に次のような文章がある。

「君主自ら制定した正義の法も神の正義には勝るものではないという考え方に対して、君主は、このような考え方は君主の権威を損うものであると思つてはならない。なぜならば、神の正義は永遠の正義であり、彼の法は公平であるから。^[1]ところで、公平とは、学識ある法学者がそれを定義しているように、すべての物を理性的に比較者量する、物事の適切さであり、同じ物に同じ法を望み、^[2]すべての人を片寄らずに遇し、各人に彼に属すべきものを分け与える。^[3]法とは、公平の解釈者であり、公平と正義の意志はそれに告知されたものである。……卓越した法学者パピニアスと雄弁家デモステネスは、すべての人の法への服従を主張し、勧告しているように思われる。なぜならば、法はすべていわば神の発明した物であり、神の贈物であるから。それは、賢者の命題であり、意志の行き過ぎの矯正であり、國家を成り立たせて組織するものであり、すべての犯罪を回避するものである」。

“Nec in eo sibi principes detrahi arbitrentur, nisi iustitiae suae statuta praeferenda crederint iustitiae Dei, cuius iustitia iustitia aeternum est, et lex eius aequitas. Porro aequitas, ut iuris periti asserunt, rerum convenientia est, quae cuncta coaequiparat ratione et in partibus rebus paria iura desiderat, in omnes aequabilis, tribuens unicuique quod suum est. Lex vero eius interpres est, utpote cui aequitatis et iustitiae voluntas innotuit.…… Cui Papinianus, vir quidem iuris experientissimus, et Demostenes, orator praepotens, videntur suffragari et omnium hominum subicere obedientiam, eo quod lex omnis inventio quidem est et donum Dei, dogma sapientum, correctio voluntariorum excessuum, civitatis compositio, et totius criminis fuga : (Polycraticus, s. 237.)

註

〔1〕『旧約聖書』詩篇、第一一九篇—四二節「なんじの義はとこしえの義なり、汝ののりは真理なり」(前掲『旧約聖書』一〇八五ページ) “Iustitia tua iustitia in aeternum, et lex tua veritas” (*Nova Vulgata Bibliorum Sacrorum*, [以下 *Vulgata* と略記する。] Libreria Editrice Vaticana, 1986, s. 1014.)

〔2〕キケロ『トピカ』第四巻第三三章「等しい場合に等しい法を望む公平は有効なものである」“Valeat aequitas quae paribus in causis paria iura desiderat:” (Cicero, *Topica*, Loeb, s. 396.)

〔3〕ユスティニアヌス法の『法学提要』*Institutiones* (一一一一)に次のようにある。「正義とは、各人に各人の権利を得せしめる、不変の、永遠の意志である」“Iustitia est constans et perpetua voluntas ius suum cuique tribuens.” (*Corpus Iuris Civilis, Institutiones*, Recog. P. Krueger 1973, s. 1.)

ジョン・オブ・ソルズベリにおいても、正義は公平の原理であって、国を成り立たせて組織するものであったが、この正義は他ならぬ神の発明した物であり、神からの賜であった。その点からみて、先に引用した異教の哲学者達の見地(「規則と習慣によって政治と呼ばれる正義を作り」と異なっているようにも見える。しかしながら、異教の哲学者たるキケロの思考もこの限りではジョン・オブ・ソルズベリと軌を一にしている。

「実に真の法とは正しい理性であり、自然と一致し、すべての人にあまねく及び、永久不変である。それは命じることにより(人を)義務へ召喚し、禁じることにより罪から遠ざける。……また法はローマとアテナエにおいて互いに異なることも、現在と未来において互いに異なることもなく、一つの永久不変の法がすべての国民をすべての時代において結合するであろう。そして万人を治める一人の、いわば長官兼最高指揮者、神が存在するであろう。すなわち彼がこの法の発明者、審理者、提案者である。」(同志社法学一〇九号〔昭和四十四年〕、「マールクス・キケロ——国家について」岡道男訳、四六ページ。ただし訳文には若干の変更が加えられている)。

“ Est quidem vera lex recta naturae congruens, diffusa in omnes, constans, sempiterna, quae vocet ad officium iubendo, vetando a fraude deterreat; nec erit alia lex alia lex Romanae, alia Athenis, alia nunc, alia posthac, sed et omnes gentes et omni tempore una lex et sempiterna et immutabilis continebit, unusque erit communis quasi magister et imperator omnium deus, ille legis huius inventor, disceptor, lator: ” (Cicero, *De re publica*, Loeb, s. 210.)

ここでキケロは、真の法は「永久不変であり」 sempiterna であり、「自然に一致する」 naturae congruens ものであるが、この法の「発明者」 inventor は神であると述べているけれども、これは先にみたジョン・オブ・ソルズベリの表現と同一のものである。「法はすべて、神の発明したものである。」 “ Lex omnis inventio Dei. ”

次に両者の国家についての見解を見てみよう。ジョン・オブ・ソルズベリの『ポリクラティクス』第五卷第二章に次のような文章がある。

「国(レス・プブリカ)は、プルタルコスによれば、神の好意の恩恵によって生命を与えられ、最高の公平の指図によって活力を与えられた団体であり、いわゆる理性の舵取りの力によって統治されている団体である。我々の中に宗教的礼拝を定め置き、植えつけ、我々に神(プルタルコスによれば神々の、となっているージョン)への畏敬をもたらしものこそ、国(レス・プブリカ)の体の中で魂の位置を占めるものである。それゆえ宗教的礼拝を主宰する人々は体の中の魂(の如きもの)として尊敬され、崇拜されるべきである。というのは、神聖なる神に仕える僕が神の代理人であることを誰が疑うであろうか。さらに言えば、魂がいれば、体全体に対する支配権を持っているように、この作者が宗教の長と呼んでいる人々が体全体を統括するのである。……實際君主は、国(レス・プブリカ)における頭の地位を持ち、ただ神と、神の務をこの地上において行う人々にのみ従う。あたかも人の体にお

らて頭が魂によつて力を与えられ、支配せられたものだ。」

“Est autem res publica, sicut Plutarco placet, corpus quoddam quod divini muneris beneficio animatur et summae aequitatis agitur nutu et regitur quodam moderamine rationis. Ea vero quae cultum religionis in nobis instituunt et informant et Dei (ne secundum Plutarcum deorum dicam) ceremonias tradunt, vicem animae in corpore rei publicae obtinent. Illos vero qui religionis cultui praesunt, quasi animam corporis suspicere et venerari oportet. Quis enim sanctitatis ministros Dei ipsius vicarios esse ambigit? Porro, sicut anima totius habet corporis principatum, ita et hi, quos ille religionis praefectos vocat, toti corpori praesunt.…… Princeps vero capitis in re publica optinet locum uni subiectus Deo et his qui vices illius agunt in terris, quoniam et in corpore humano ab anima vegetatur caput et regitur.” (*Politicus*. s. 282—283.)

ここで言われている「最高の公平の指図」*summae aequitatis nutus*とは前に見たように法の指し示す所という意味であろう(「法とは公平の解釈者である」)。それゆえ、国(レス・プブリカ)とは、法によつて結合され、いわゆる「理性の舵取り」*moderamen rationis*の力によつて統治されている団体 *corpus* ということになる。ジョン・オブ・ソルズベリのこの国家の定義は、先に述べたキケロの定義とはほぼ重なるものであると言つてよいであろう。しかもキケロとジョン・オブ・ソルズベリとの見解の類似性はこれに止まるものではない。ジョン・オブ・ソルズベリは、彼にとつては異教徒であるプルタルコスの見解の紹介という形で、国(レス・プブリカ)の生命の神的起源を力説し、神への崇拜を司る祭司こそがこの世の君主を指導するのであると主張している。ジョンは国を人間の肉体になぞらえ、魂は祭司、頭は君主であるとして、体の一部である頭が体全体の支配者である魂に従うように、この世の君

主は、神と神の僕たる祭司に従うべきであると主張する。そしてこうした主張もキケロの国家観に無縁なものではなかった。キケロにおいても法は理性に基づくのであり、最高の法の制定者は神であった、それゆえ、神を崇拜することは市民の第一の義務であり、神への崇拜を司る神官こそ、国家官職のヒエラルヒーの中で最高の位階を占めるものであった。

「続いて定められている事柄は、宗教的な事情に関わるだけでなく、^{キツイタクス}国家の事情にも関わる事柄である。すなわち公共の祭儀を司る者がいなければ、私的な祭祀も満足に行うことができないというのだ。^{レクシム・イン・リガ}国を堅固にするものは、^{オプティマス}民衆が最上流派の人々の意見と権威を必要とするということにこそあるからだ。……ところで^{レクシム・イン・リガ}国において最大最高の職権は、^{アウクトル}卜官のそれであり、これは権威と結びついたものである。……たとえば、^{ユース}職権を問題にした時、最高の命令権と最高の権限によって召集された^{ロキヌム・ウルク}民衆や^{ロキヌム}平民会を解散させたり、すでに開権されている場合にはこれに無効を宣うことができるという権能ほど大きな権能があろうか。」(『世界の名著』13・一七九ページの中村善也氏の訳を参照した。)

“Quod sequitur vero, non solum ad religionem pertinet, sed etiam ad civitatis statum, ut sine eis, qui sacris publice praesint, religioni privatae satis facere non possint; continet enim rem publicam consilio et auctoritate optimatam semper populum indigere…… maximum autem et praestantissimum in re publica ius est augurum cum auctoritate coniunctum,…… quid enim maius est, si de iure quaerimus, quam posse a summis imperiis et summis potestatibus comitatus et concilia vel instituta dimittere vel habita rescindere?” (Cicero, *De legibus*, s. 408.)

以上紹介したように、^{レクシム・イン・ブリサ}ジョン・オブ・ソルズベリーと^{レクシム・イン・ブリサ}キケロの見解は、^{レクシム・イン・ブリサ}国の定義、^{ユース}法と正義の定義、^{ユース}国家における

聖・俗の地位関係についての説明において、ほぼ類似の内容を持つものであったと言えるであろう。ジョン・オブ・ソルズベリのラテン語の文体はキケロばりの名文であったといわれているけれども、それは形式だけのものではなく、つたように思われる。

しかしながら、今、正義の法を生みだす理性の把握に目を転ずるならば、両者の見解の隔たりは無視しがたいものとなる。まずキケロは、自然は等しく万人に理性を与えたとし、この自然は自分の力で理性を強化し、完成していくことができるとする。

「神は人間を他のあらゆるものの長たらしめるつもりで創り出し、必要なものを授けた。それゆえ、すべての事を論ぜずとも、自然は自分の力によってさらに遠くまで前進することができるといふことは明らかなことである。

自然は、誰にも教えられなくとも、最初の初歩的な知性によって認識されえた類いの事柄から出発して、自分の力で自ら理性を堅固にし、完成させる。」（前掲書の中村善也氏の訳を参照した。）

“ nunc, quoniam hominem, quod principium reliquarum rerum esse voluit, generavit et ornavit deus, perspicuum sit illud, ne omnia dissestantur, ipsam per se naturam longius progredi ; quae etiam nullis docente profecta ab iis, quorum ex prima et inchoata intelligentia genera cognovit, confirmat ipsa per se rationem et perficit. ” (Cicero, *De legibus*, Loeb, s. 326.)

そしてこの自己自身の力によって完成の域に達しうる者は神に似るとされる。キケロにおいては、「徳とは完成された自然」であり、その点において「人間と神とは同一の徳を持つ」とされる。

「さらに、人間と神とは、全く同様に、徳が存在しているが、それは他のどんな種にも存在しないものである。しかも徳というのは、完成された、最高位にまで立ち至った自然に他ならず、それ故人間と神とは類似性がある。

る。」(前掲書の中村善也氏の訳を参照した。)

“Iam vero virtus eadem in homine ac deo est neque alio ullo in genere praeterea ; est autem virtus nihil aliud nisi perfecta et ad summum perducta natura ; est igitur homini cum deo similitudo.” (Cicero, *De legibus. Loeb*, s. 324.)

他方、ジョン・オブ・ソルズベリにおいては、神の理性と人間の理性とは峻別され、神の理性は「始源的理性」*primitiva ratio* と呼ばれて誤りなきものとされる。ジョン・オブ・ソルズベリの『メタロギクス』第四卷第三十一章に次のような文章がある。

「被造物の理性は、物の性質を吟味する精神的な力であり、また物的な物だけでなく知性によってしか接近し得ぬ觀念についての認識をも獲得する精神的な力である。この被造物の理性の他に、いわば始源的理性primitiva ratioというものがある。それは、あらゆる物を、それが物的なものであれ、知性によってしか理解され得ぬものであれ、その物の個々の性質と力を正確に誤りなしに吟味する。この始源的理性を神の知恵、あるいは神の力visまたは万物の確固不動の基礎と説明しても、危険はないであらうし、誤りを犯したことにちなむであらう」。

“Sicut autem ratio in creaturis est vis quaedam spiritualis, naturae rerum examinatrix, et tam corporatum, quam intelligibilem assequens notitiam : ita primitiva quaedam ratio est, quae sua virtute res omnes, tam corporales quam intelligibiles comprehendit, et naturam, et vim singulorum plene fideliterque, id est absque omni errore, examinat. Hanc, sive sapientiam, sive virtutem Dei dixerim, et rerum omnium firmitudinem esse, procul dubio non errabo.” (*Metalogicus, Migne*, t. 199, col. 934.)

更に、ジョン・オブ・ソルズベリにおいては、人間の理性は誤りに陥りやすく、それによってもたらされた認識は不確実なものであるとされ、神の理性と人間の理性との懸隔が強調される。『メタロギクス』第四卷第三十三章で次のように言われている。

「逆に、自然の制約を受け、罪によって多くの誤りに晒されている人間は無力で定めなきものであり、最初の純潔もその後の純潔も滑り落ちて（人間から―筆者）取り去られてしまったので、人間は物を究める時、すなわち理性を用いる場合にも力を喪ってしまうのである。」

“ At humana infirmitas, quae tam ex conditione naturae, quam merito culpaee, multis patet erroribus, imo et capta labitur a prima et secunda puritate, degenerat in examinatione rerum, id est in exercitio rationis.”
(*Metalogicus*, op. cit., s. 936.)

ジョンにおいては、人間の被造物性、自然制約性、そしてなによりも罪を負う存在という性質が明瞭に指摘され、人間の理性それじしんの大きな限界が力説されることになるのである。

こうしてジョン・オブ・ソルズベリは、一面において、とりわけ国家、法、正義についての見解においては、キケロの思考に極めて接近しながら、「理性」把握においては、キリスト教固有の神観および人間観に基づいた思考を貫ぬいているのである。『メタロギクス』の総括として書かれた第四卷第四十一章の文章はジョン・オブ・ソルズベリの精神を最も鮮明に示すものであろう。

「それゆえ人は、ある物について、その物の際立った大きさの故にそれを把握することができず、また物の数の多さ、量の大きさの故に、物の不安定性と捉えがたく滑りやすい性質の故に、その物を把握することができない。何を最も追求すべきか、何が最も役立つものであるのか、このことについて『シラの書』（『ウルガータ聖書』に

含まれた「ベン・シラの書」―筆者）は次のように述べている。『己より強きものを求めるなかれ、己の力を越えたものを求めるなかれ』^[1]……知識は増すように見えるかもしれないが、信仰は確実に減退する。また言う。『必要な事を種々なる方法によりて探るのは止めよ、あまりに多くのことに興味を持つなかれ。多くの者の足をさらうのは彼らの疑惑であり、彼らの感覚は彼らを多く虚しき事に繋ぎ止める』^[2]。彼はまた、あらゆる事を望み、宇宙についての説明を欲する彼らの無謀さを退ける。このことは『伝道の書』の中でソロモンの権威によって明らかにされている。『天の下にある最小の物も、また天の物も、また天上の物も、人は究めることはできない』^[3]。実際、哲学の才能は何に用いられるべきであろうか。シラクの息子は次のように教えている。『神の命じた事を常に省察せよ、多すぎるものに興味を抱くなかれ』^[4]。知識はしばしば誤りやすい感覚の根から流れ出て欺かれ、欺かれやすく無力なそれは、必要な事を十分には明らかにしない。それゆえ、神の慈悲によって与えられた法は、有用な知識を示し、神について知ることが許されている限度および探らねばならぬ範囲を示す。この法は、創造における神の力を、この世の配剤における神の知恵を、事物の保存の中に明らかに認められる神の善意を示す。しかし神の法は人の贖いの中に最も明瞭に示される。この法は、また各人が各々何を為すべきかを知るようにと配慮された神の意志を明らかにする。というのは、人の感覚のみならず人の理性もしばしば誤るのであるから、神の法は、真理の認識の第一の基礎を信仰に置くからである」。

“Cum ergo sciri quaedam non possint prae eminentia dignitatis, quaedam prae multitudine et magnitudine quantitatis suae, quaedam propter inconstantiam et lubricitatem sui ; cui potissimum insistendum sit, et quid maxime expediat, Ecclesiasticus docet (*Eccli.* III) : *Altiora, inquit, te ne quaesieris, et fortiora te, ne scrutatus fueris*.……Unde, etsi scientia videatur augeri, devotio certe minuitur. *In supervacuis, inquit, rebus, noli scrutari multipliciter, et in pluribus ejus operibus non eris curiosus. Multos enim*

supplantavit suspicio eorum, et in vanitate detinuit sensus eorum (ibid.). Hic quoque illorum audaciam reprimit, qui sollicitantur de omnibus, et volunt de universis reddere rationem, cum constet auctoritate Salomonis in Ecclesiastico (*Eccli.* 1), quod nec minima rei, quae sub coelo est, nedum coelestium, aut supra coelestium, plenam possit homo reddere rationem. Porro in quibus oporteat philosophantis ingenium exerceri, filius Sirac docet: *Quae praecepit Deus, cogita illa semper, et in pluribus operibus eius non eris curiosus (Eccli. III)*. Quia enim de radice sensuum, qui frequenter falluntur, scientia manat, et decepta infirmitas, quid expediat parum novit, data est, per clementiam Dei, lex, quae utilium scientiam aperiret, et indicaret de Deo, quantum scire licet, aut quantum expedit quaerere. Illa enim, divinam potentiam in creatione, sapientiam in dispositione, bonitatem manifestat in conservatione rerum. Sed haec maxime eminent in hominis reparatione redempti. Voluntatem quoque Dei patenter exponit, ut sciat quisque quid ipsum oporteat facere. Et quia tam sensus, quam ratio humana frequenter errat, ad intelligentiam veritatis, primum fundamentum locavit in fide.²⁾ (op. cit., col. 945.)

註

- [1] 『ベン・シラの書』(『ウルガータ聖書』)第三章第二十二節。ただし『聖書外典偽典2、旧約外典1』(教文館、一九七七年、九一ページ)に翻訳されているヘブライ語からの訳とジョンが用いている『ウルガータ聖書』の本文とは大巾な相違が見られる。 *Vulgata, Liber Ecclesiasticus*, s. 1162.
- [2] 『ベン・シラの書』(『ウルガータ聖書』)第三章第二十四節、第二十六節。 *ibid.*,
- [3] 『伝道の書』第八章第十七節。 *Vulgata, Liber Ecclesiastes*, s. 1103.
- [4] 『ベン・シラの書』(『ウルガータ聖書』)第三章第二十二節。 *Vulgata, Liber Ecclesiasticus*, s. 1162.

ギリシャ・ラテンの哲学・文学の復興に力を注ぎ、十二世紀の人文主義的博識の最も代表的な人物ジョン・オブ・ソルズベリはまた、一方における人間の理性の頼りなき、誤りやすき、他方における神の理性の完全さ、無限さを強調する人物でもあった。しかもその際、ジョン・オブ・ソルズベリは『旧約聖書』の知恵文学に依拠して、人知の傲慢さを批判して、真理認識の第一の基礎を信仰に求めるのである、こうしたジョンの考え方からすれば、神と、被造物としての自然との距離もまた自明な事柄であった。ジョン・オブ・ソルズベリは、詩『エンテティクス』 *Enthe-ticus* の中で端的に次のように述べている。

「もし恩寵がなければ、自然の力は台なしになり、善に向うその力は虚しいものとなる。……恩寵は自然を浄化し、明るく照らして自然を完全なものにする」。

“Hac sine naturae vires frustrantur, et eius ad bona conatus omnis inanis erit. ……”

Gratia naturam purgans illustrat et implet. (Migne, *Ethetics*, col. 970.)

自然の自己完成への信頼ではなく、神と自然との距離、恩寵と自然との補完的な、しかし上下的な関係の強調こそジョン・オブ・ソルズベリの窮極的な立脚点であった。そしてまさしくこの点にこそジョン・オブ・ソルズベリとキケロとを分つ分岐点は存在するように思われるのである。

さて、以上のことを念頭において、先に述べたヴィンセンティのカジミエシ公賛辞の文章をふりかえってみるならば、我々はその間にジョン・オブ・ソルズベリの思考と相い重なるものを見出すのにそれ程困難は感じないであろう。市民的『政治的な徳』は「自然」のレベルに属し、浄化の徳は「恩寵」のレベルに属するのである。

「自然は市民的『政治的な徳』によって彼を堅固ならしめ、他方恩寵の愛は浄化の徳で彼を飾ったからである」
(『ヴィンセンティの年代記』第四巻の「カジミエシ公賛辞」より)

しかしながら、より子細に見るならば、「恩寵」と「自然」に関するヴィンセンティの把握はジョン・オブ・ソルズベリのそれといささか趣きを異にしているようにも思われる。今一度ヴィンセンティの文章を掲げてみることにする。

「二つの内のいずれかが、すなわち自然が恩寵に打ち勝つか、逆に恩寵が自然に打ち勝つか、定かではない。一方が他方に打ち勝つべく互いに姉妹の争いをして戯れているのである。しかしながらどちらも他方に対してその勝利を妬むことはないのである」。

この箇所においてヴィンセンティは、「恩寵」の「自然」に対する優位を明言してはいない。この点はジョン・オブ・ソルズベリに比べて著しく特徴的なことであるように思われる。もちろん、自らカトリックのクラコフ司教であったヴィンセンティにおいても神の「恩寵」は霊的レベルの事柄であり、「自然」に優位するものであることは自明の事柄であつたはずである。にもかかわらず、ヴィンセンティのこの文章においては、「自然」と「恩寵」との関係は姉妹の争いに擬せられて優劣のつけがたいものとされている。もしこのような表現が単なる修辞上のレヴェルを越えた意味を持つものであるとするならば、それは一対何を意味しているのであろうか。

もちろん、この問題はおそらく『ヴィンセンティの年代記』そのものの基本的性格、この年代記を貫く思考の枠組そのものの問題に繋っている故に軽々に取り扱うことはできないであろう。しかしながら、今、筆者には、この年代記に現われたヴィンセンティの歴史意識の中に、この問題に接近する一つの鍵が与えられているようにも思われるのである。以下章を改めて若干の考察を試みることにする。

註

(1) ジョン・オブ・ソルズベリについての研究は我が国ではまだ始められたばかりであるが、さしあたり、兼平昌昭「ヨアンネ

ス・サレスベリエンシスとレース・プーブリカ概念」(『西洋史学』八一号、一九六九年、四三―五九ページ)、田中峰雄「ヨアンネス・サレスベリエンシスの学芸観」(『史料』五八卷五号、一九七五年、五六一―九六ページ)、柴原大造「十二世紀ルネサンスとソールズベリーのジョン」(『西洋中世のキリスト教と社会』刀水書房所収、一九八三年)、渡辺愛子「ソールズベリーのジョンの書簡集にみるベケット論争の一面」(同上)、兼平昌昭「コルニフィキウスの教とソールズベリーのジョン」(『ローマから中世へ』溪水社所収、一九八五年)、甚野尚志「ジョン・オヴ・ソールズベリーの政治社会論」(『人文学報』58号、一九八五年)参照。欧文の研究文献は枚挙にいとまがないけれども、E・シルソン Gilson、O・ギールケ Gerke、G・ホースト Post、R・W・& A・J・カーライル Carlyle の通史的、概観的なものを別とすれば、H. Liebeschütz, *Medieval Humanism in the Life and Writings of John of Salisbury*, London 1950. J. Dickinson, "Introduction": *The Stalman's Book of John of Salisbury*, New York 1927. 参照。

(2) ここで直ちに問題となるのがキケロとジョン・オブ・ソールズベリーとの間における、神法と自然法、神の正義と自然の正義の把握の相違である。この点への本格的な論究は本稿の枠を越えるものであるが、少なくとも次の点が考慮されるべきであろう。古典的名著とされる『西洋における中世政治理論の歴史』*A history of medieval political theory in the west* を書いたカーライルにおいては、キケロは自然法と神法とを同一視したとされ、キリスト教の教父達の見解も、またそれらの集大成としてのグラティアヌスの教会法令集冒頭の定義も、自然法と神法との「同一視 identification」という見地に立っていとされる (t. 1, s. 104, t. 2, 98)。だが、「同一視」とは何か、が論理的に厳密に検討されねばならない。自然法は神法である、という命題は、自然法は神法と同一のもの、全てにおいて重なり合うものという意味ではなく、種たる自然法は類たる神法に含まれる、ということの意味する命題である。グラティアヌスの規定「人間は二つの法によって統治されている。すなわち、自然法によってと慣習法によって。自然法は律法と福音書に含まれているもので、それは各人に、各人が自分にしてもらいたい事を他人に為すように命じ、また自分に対してしてもらいたくない事は他人にも為さぬように命じている。」*“Hannum genus duobus regitur, naturali videlicet iure et moribus. Jus naturae est, quod in lege et evangelio continetur, quo quisque jubetur alii facere, quod sibi vult fieri, et prohibetur alii inferre, quod sibi nohit fieri.”* (*Corpus Iuris Canonici*, A. Friedberg, Graz 1959, s. 1)。自然法は神の法たる律法と福音書の命じるところに含まれるというのであって「同一」とは述べられていない。もちろん、その重なり程度のによっては、それぞれの思想家によって自然法は可能なかぎり神法に近い法として描かれ、他方絶対的な神の法と有限で被創造性、被制約性の下にある自然法との大きな距離が強調されることもありうるであろう。少くともキリスト教の立場に立つ思想家を問題にしようとするならば、問題はどのように立てなければならぬであろう。ギリシャ・ラテンの哲学の伝統の中にあるキケロに関して、そもそもキケ

ロにおける神と自然との関係についての原理的把握が筆者の能力を超えているために、キケロにおける神法と自然法との関係について何程か確定的なことを述べる用意は今の筆者にはないけれども、キリスト教の思想家に比べるならば、キケロの自然法は神法に極めて接近した内容を持つものであると推定することはできよう。それに対してジョン・オプ・ソルズベリにおいては、本文で述べる如く、神に比べての「自然」と自然的存在たる人間との不完全性は自明な事柄であり、神法と自然法の距離もまた明確なものである。しかし同時に、人間にも理性が内在すると説かれて、自然法は神法に含まれるものでも解されているのである。もちろん十三世紀のトマス・アキナスの定式化程に明晰な把握からは遠いものではあるけれども。「しかるに他の諸々のものの中にあって、理性的なる被造物は自らも摂理の分担者となって自己ならびに他のもののために配慮するかぎりにおいて、なんらかのより卓越した仕方での摂理に服している。したがって理性的被造物自体においても永遠なる理性が分有され、それによって正しい行為および目的への本性的なる傾向性を有するのであって、理性的被造物におけるかかる永遠法の分有が自然法と呼ばれるのである。」*“Inter cetera autem rationalis creatura excellentiori quodam modo divinae providentiae subiacet, inquantum et ipsa fit providentiae particeps, sibi ipsi et aliis providens. Unde et in ipsa participatur ratio aeterna, per quam habet naturalem inclinationem ad debitum actum et finem. Et talis participatio legis aeternae in rationali creatura lex naturalis dicitur.”* (*Summa Theologica*, I-II. q. 91. a. 2. BAC, t. 2. s. 592.)

第三章 ヴィンセンティにおけるレス・プブリカ(国)について

『ヴィンセンティの年代記』第一巻の冒頭は次のような文章から始まっている。

「昔、昔、この国には徳があった。元老院議員たちはこの徳を、書物の羊皮紙によってではなく、立派な行為の光によって、あたかもそれが天の光であるかのように輝かしいものにした。統治者は、土着の平民ではなく、権力の篡奪者でもなく、世襲の君主であった。彼らの清朗さは、無知のヴェールによって覆われていたように見えたけれども、驚くべき赤き光によって輝いていた。それは幾星霜の年月を以ってしても消すことができなかつた。」

“Fuit, fuit quondam in hac republica virtus, quam velut quaedam coeli luminaria non scripturae quidem membranulis, sed clarissimis gestorum radiis patres conscripti illustravere. Non enim plebei aborigines, non vendicariae illis principatae sunt potestates, sed principes succedanci, quorum serenitas, licet nube ignorantiae ob ducta videatur, mira tamen rutilantia rutilavit, quae tot seculorum tempestatibus extingui non potuit.” (MPH. t. 2. s. 251.)

第一卷の冒頭に置かれている「昔、昔、この国には徳があった」という文章は、O・バルゼル以来の研究によれば、キケロの『カティリナ弾劾演説』*Oratio in Catilinam* から取られたものとされている。「実際、この国には徳があった」“Fuit, fuit ista quondam in hac re publica virtus.” (Cicero, *Oratio in Catilinam*, Loeb, s. 16.)。歴史の起点に国の存在が前提とされ、しかもそこには「徳」virtusがあったとされる。こうした考え方は、またキケロの国家論そのものを想起させるものである。

「国とは、国民のものということである。しかしながら、国民とは、何らかの方法によって集められた人間の集合ではなく、法に基づく合意と利益の共有によって結合された群集の集合である。ところでこの結合の第一原因は、人間の無力さというよりは人間の自然的な、一種の社交性とも言うべきものである。」(前掲の岡道夫氏の訳を参照した。)

“Est igitur, res publica res populi, populus autem non omnis hominum coetus quoquo modo congregatus, sed coetus multitudinis iuris consensu et utilitatis communione sociatus, eius autem prima causa coeundi est non tam inbecillitas quam naturalis quaedam hominum quasi congregatio.” (Cicero, *De re publica*, Loeb, s. 64.)

キケロにおいては、人間の社交性が前提され、従って国の存在が歴史の前提に置かれることになるのである。言うまでもなく、このキケロの考え方は、またアリストテレスの「^{ポリス}国」というものは自然によって（生みだされたもの一つであり、）人間は自然的に国的動物であるということ」*ὅτι τὸν φύσει πολιτικὸν ἄνθρωπον, καὶ ὅτι ὁ ἀσφραγιστὸς φύσει πολιτικὸς ἄνθρωπος*” を想起させるものである。従って、ヴィンセンティが先に述べたキケロの『カティリナ弾劾演説』の言葉で自分の年代記の冒頭を飾ったとすれば、それは、このような、国家の自然性、人間のポリス的存在を想起せしめる意図と結びついていたのではなからうか。さらに注目すべきは、「元老院議員」*patres conscripti* という言葉である。直訳すれば「父達および登録議員達」*patres conscripti* というこの語は、言うまでもなく古代ローマに固有の元老院議員の呼称であった。⁽¹⁾ すなわちヴィンセンティは、昔のポーランドの国家を古代ローマの国家になぞらえているのである。

さらにヴィンセンティは、この前提された国がその構成員達の徳の退化、無気力と怠惰によって没落する過程を描いた後で、国を再建するためにクラクなる有徳の人物を登場させ、ポーランドにおける法の形成のプロセスを描くのである。

「それゆえに彼（クラク）は王としての欲待を受けた。彼は正義の法を制定し、法規を公布した。それゆえこのようにして我が国の市民法の作成はなされ、法が生み出された。というのは、彼が登場する以前には、自由は力の強い婢によって左右され、公平は不正の召使いに支配されていたからである。また、最大のことを為しうる人に最大の助けを与えるということが正しいこととされた。たしかに、正義の厳格さは直ちに命ぜられなかったけれども、彼が登場して以来、暴力の力に屈することは止み、最小のことしか為しえない人に最大の助けを与えることが正義と呼ばれた」。

“Proinde rex ab omnibus consalutatur ; iura instituit, leges promulgat. Sic ergo nostri civilis iuris nata est conceptio, seu conceptio, seu concepta nativitas. Nam ante hunc strenuitati ancillari libertas et aequitas pedissequari iussa est iniuria. Eratque iustum, quod plurimum prodesset ei, qui plurimum posset. Licet autem iustitiae vigor non statim coeperit imperare, extunc tamen violentiae desit subsesse potestati, et dicta est iustitia, quae plurimum prodest ei, qui minimum potest.” (MPH. t. 2. s. 255.)

ポーランドに最初に正義の法をもたらし、市民法を制定したクラクは自らの徳と民衆の歡呼によって王に選ばれたのであり、そこには、超越的な神の恩寵はいささかも語られていないのである。そしてこのクラクが、第一章で見たとように、統治者によって最高の任務は「市民の安全と幸福」*civium salus* の確保であり、それを果しえた人は「永遠の凱旋」*aeternalis triumphus* に達すると説くのである。この理想的な統治者の像はまた言うまでもなく、キケロの語るところでもあった。

「しかし、アフリカーヌスよ、君が国システマツリカを守ることにいっそう熱心となるために、このように心得よ。祖国を守り、助け、興隆させた者すべてに対して、天に特定の場合が確保されており、そこで幸福な者として永遠の生を享受するであろう、と。」(前掲の水野有庸氏の訳を参照した。)

“Sed quo sis, Africane, alacrior ad tutandam rem publicam, sic habeto : omnibus, qui patriam conservaverint, adiuverint, auxerint, certum esse in caelo definitum locum, ubi beati aevo sempiterno fruuntur.” (Cicero, *De re publica*. Loeb. s. 264.)

『ヴィンセンティの年代記』の第一巻は、すべてピラスト朝以前の王朝伝説の紹介に当てられている。そして言う⁽²⁾

までもなく、ヴィンセンティにおいては、ポーランドのキリスト教受容はようやくピラスト朝のミェシコ一世の改宗（九六六年）から始まり、それ以前のポーランドは異教の段階に埋没していたということは彼の意識にも消し去ることのできない事実として受けとめられていた。⁽³⁾しかしながら、キリスト教受容以前のポーランドの歴史もヴィンセンティにとっては貶価されるべき歴史ではなかった。いやそれどころか、彼は、アレクサンダー大王に対するポーランド人の防衛戦の勝利の挿話や、ユリウス・カエサルに対する凱旋、王女ヴァンダ姫によるドイツ公の撃退という伝説を配置して異教時代のポーランドを賛美しているのである。神の恩寵に依らない、いわはポーランド人の「自然」の歴史に対してヴィンセンティは肯定的評価を与えているのである。異教の哲学者ケケロの文章を以て己の年代記の冒頭を飾ったのもこのような観点からすれば極めてナチュラルなあり方であったと思われるのである。そしてこのような想定が許されるとすれば、ヴィンセンティの歴史意識が彼をして「恩寵」の「自然」に対する完全な優位性を語らせなかったとしてもそれ程不自然な事柄ではないであろう。だがこれは一つの推論に止まる。事柄はそれ程単純ではあり得ない。ヴィンセンティにおける「恩寵と自然」の問題は、彼における宗教意識の解明を待つてはじめて正當に扱うことができると思われるからである。

註

- (1) E・マイヤー、『ローマ人の国家と国家思想』（鈴木一州訳、岩波書店、一九七八年）五七ページ―五八ページ参照。「平民の元老院議員はコーンスクリーブトゥス *conscribus*, *pl. conscribiti*（『共に登録された者。追加登録された議員』）と呼ばれ、パテル *pater*, *pl. patres*（『父（たち）』）と相対した。後者の呼称は、厳密な意味では、常に貴族系元老院議員をさすのが例であった。パトレース・コーンスクリーブティ *patres conscribiti*、すなわち『パトレース・エト・コーンスクリーブティ』（『父たち及び登録議員たち』）が、今後、元老院の公的呼称であり、呼びかけの言葉になった」。
- (2) 前掲拙稿「聖スタニスワフ崇拜の形成について」三八〇ページ以下参照。

(3) 前掲拙稿「ピラスト伝説に関する一考察」四八五ページ以下参照。グインセンティは、断髮式を異教の風習とした上で、にもかかわらずこの風習が神を冒瀆するものでないことを論証しようとしている。さらに前掲拙稿「ミエシコ一世について」二一ページ以下参照。

八六

一九八七年十二月七日 摺筆